

京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年一〇月二十二日 法律第二百五十一号）

（目的）

第一条 この法律は、京都市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によってわが国の経済復興に寄与するため、同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする。

（計画及び事業）

第二条 京都国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「京都国際文化観光都市建設計画」という。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一条に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 京都国際文化観光都市を建設する事業（以下「京都国際文化観光都市建設事業」という。）は、京都国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

（文化観光保存地区）

第三条 京都国際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のために、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならない。

3 京都市は、条例の定めるところにより、文化観光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除去、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によって損害を受けた者に対しては、京都市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

（事業の執行）

第四条 京都国際文化観光都市建設事業は、京都市の市長が執行する。

2 京都市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、京都国際文化観光都市の完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第五条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、京都国際文化観光都市建設事業が第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

（特別の助成）

第六条 国は、京都国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

（報告）

第七条 京都国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、京都国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第八条 京都国際文化観光都市建設計画及び京都国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）第三条を準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の京都都市計画事業は、これを京都国際文化観光都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、京都市の住民の投票に付するものとする。

松江国際文化観光都市建設法（昭和二十六年三月一日 法律第七号）

（目的）

第一条 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

（計画及び事業）

第二条 松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一条に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

（無し）

（事業の執行）

第三条 松江国際文化観光都市建設事業は、松江市の市長が執行する。

2 松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市の完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

（特別の助成）

第五条 国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

（報告）

第六条 松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第七条 松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

五、關於「三民主義」之宣傳，應由各該管機關，分別負責，並由各該管機關，分別負責，並由各該管機關，分別負責。

内閣臺灣大臣は、毎年一回国会
に対し、松江國際文化観光都市建
設事業の状況を報告しなければな
らない。

第七條 松江國際文化観光都市建設計画及び松江國際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の松江市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

山本利國君 今回松江國際文化観光
市建設法案を提出いたしました。皆
方の御審議をいただきますにあつ

その移居の由について少しばかり
明かしていただきたいと存じます
この松江を國際觀光都市にしたいと
うのにはいろいろ理由がございます
まず第一に、松江及びその近郊
十マイルにわたつて風光明媚であ
るそして幽邃な自然の環境と人情こ

觀光客に眞の日本を見たという感じ
興えるに達しないと考へることであ
る。

こととは、素戔嗚尊や大國主命、事
主命その他多くの神々に關する神話

とか伝説のありますことでも御承知と存じますが、現に国宝に指定された貴重な文化財が五十余、重要美術品に指定されたものが十数点、史跡名勝天然記念物に指定されたもの八十箇所を有するものであります。

第三番目には、世界的文豪のラファエル・サヨ・ハインが住んだところであります。ここで日本人の妻をめぐり、松江の界に知らしめたことによつて、国際的に松江の名が知れ渡つております。私はアメリカに六年ばかりおりました

が、カリフォルニアの大学にあります。ところにも、中部にありますところにも、あるいはニューヨークの学校にありますところにも、至るところでラブカデイル・ハーンのことを聞かれたのであります。そしてどこでも松江という名前をよく知っておつて、その地方から私

を算定して、いろいろな質問を受けたことに記憶しておるのでありますが、日本にやつて来ます国際觀光客のたいていの者がインテリ層の者であり、（ル）の進路を防げたいと希望しておるものゝが非常に多いのでありますから、この点からいつても、松江はすでに觀光都市としての素質を持つておるということが言えらるゝ私は存ずるのであります。

と、第一に交通は山陰本線の要衝に當
りておりまして、松江から米子を經て
石橋線をもつて岡山に連結されてお

を經て広島に發着されており、ことに
松江・広島間には急行バスも通つてお
るのであります。その他、道湖の北を

定る一線電鉄とか島根電鉄とか、あるいは松江、境、西海をつなぐ隠岐汽船の便もありまして、山陰地方におきましては交通の一大要綱をなしてゐるのではありません。さらに松江は島根県庁の所在地であつて、その他の官公庁も多くを所有してあります。なお島根大学がございまして、文理学部、教育学部、さらに近くは農学部、設置を見ようとしてあります。今回の筆を記念するたぐひに、広く世界的に資金を求めてヘルシ大学の建設をも考へてゐるのであります。この点から松江市は政治、教育

の中心とも考えられます。

さらに、ただ景色がよいとか、史蹟が多いとかいうことでなしに、遠くから江市を圍繞しておりますところの産業状態を考えますに、広い出羽平野は豊饒なる豊産物の産地でありまして、它瀧湖という淡水湖を持っています。いろ

おおいで、あのぜんまいをこしらえるに
は絶対に必要だと言われるところのけ
がね、それから魴鮓は松江、今市、平
田等に盛んなる工場を持つておるの
であります。その他瀬田製鉄の名をも
つておるのであります。さらに山崎
多量にとり、日本海一帯からの海の産
物を加えまして、豊富なる水産物を
持つておるのであります。さらに山崎

なほ第五番目に松江をせひ國際航路を

由は、全國的に見た日本の關稅抽ひの分配と云ふこととあります。西日本におおきましては京都であるとか、奈良であ

るとか、あるいは神戸というように、
光船が表日本に集中せられておるの
あります。このために外國からたぐ
んな人が来ましても、神戸の港に船
入れて、その船で登とまりをして登
間だけ自動車でそれらの観光都市を
わつて来るのであります。日本に
ある金が非常に少いのであります。
日本においては一つの観光都市も
いへ。ことに山陰道に古代文化を持
っており、國際都市としての可能性を持
ておるところの松江を観光都市にし
ただきますならば、外客は表日本

この松江が一体どういう所に位し
あるかと申しますと、東の方には出
富士の名でよく知られております大
国立公園がございます。そして西の
りです。

には今も舊日蘇門の舊蹟の一二に
ばれ、この二つの名山があるのであつて、
た、この二つの名山の間に底がつて
るのが出雲の国であります。出雲の
寄りに二つの海がありまして、一つ
周囲十一里ばかりの渡瀬湖、又遠湖で
ります。そしてその東に連なつてお
りますのが周囲十六里ばかりの中海で
りまして、これは鹹水であります。
の二つの海の間が約一里ありまして
大瀬川をもつて連なつておるのであ

松江市は、現在のところ人口約八万
ばかりの小都市でありますけれども、

して、その後寛永十五年からは松平の居城となつて、十八万六千石の城町として繁栄を続けて来たのでありう

す。この穴道湖と中海との北側に島半島がございますが、島根半島の沿海に面する方面は断崖絶壁であります。まことに風光絶佳であります。く神に聖域島を認めることができますが、巖鼓島は御承知のように、後徳天皇及び後鳥羽上皇の薨されたもと所として有名であります。景色も申しまして、千数百尺の断崖絶壁を持つあの国——あるいは白島は、顧客を引くのに非常に適当な島であります。この島根半島は神話にも申して、日ます国引きの所でありまして、日

の國をつくり、どこかその他に國が
つていないかと思ひまして、神の方
へ尋うていたあの鳥根牟島を、神機が
の眞本の本土に引寄せたという伝説
あります。しかし本土に引寄せた島
深うて隠れてはといふので、東の一隅
あの長さ五里、幅一里の夜見ヶ浜を

つて山に「かきくさ」の語の語を
と浜によつて三瓶の山につなぎとめ
てありやるわし伝説を持つておる
であります。さらにこの湖の南の方
通なつております山岳一帯は、古代
豪族尊尊が八岐の大蛇を退治したと
う神話で有名な所でありまして、そ
う綴川が流れてデルタをつくり、
雲の平原をつくり、その平原の中に
国主命をまつる大杜町が發展してお
るのであります。この松江市そのもの

とつて見ましても、松平氏の原郷たる龜田・山千島城は今もなお存置してゐるのであります。そのうるわしい主関は三百三十九年の歴史を物語つてゐます。

いうことは、よく知られながらも賤
にあい、あるいは火災にあいまして
次になくなつて行つたのであります

第一類第十六号 建設委員会議録第二号 昭和二十五年十一月三十日

•